

証券コード 6926

平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都世田谷区等々力六丁目16番9号

岡谷電機産業株式会社

代表取締役 山田 尚人
社長執行役員

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時20分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）3階 富士の間 西
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 1. 第94期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第94期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.okayaelec.co.jp>）に掲載いたします。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

##### イ. 営業の状況

当連結会計年度における世界経済につきましても、米国経済の足踏みや中国経済の減速、さらには英国のEU離脱決定による欧州経済の先行き懸念等、様々な課題が指摘されています。また、国内経済も依然として不透明感が拭えない状態が続いています。

このような経済環境のなか、当社は昨年4月に代表取締役の交代を含む、組織及び役員体制の変更を実施しました。新体制のもと、経営ビジョンとして「車載産業への参入」を掲げ、担当部署として経営企画室を新設して実現に向けたロードマップの策定を開始しました。

当連結会計年度における国内の販売面につきましても、産業機器向けで一部回復基調がみられるものの、低調に推移しました。海外では、中国及び東南アジアにおけるエアコン向け及びOA機器向けが安定した受注を維持しています。しかしながら各セグメントに為替変動の影響があり、全体の売上高は前年度よりも減少しました。

生産・技術面につきましても、生産技術力・製品開発力の強化に努めており、昨年10月より埼玉事業所内の新工場が稼働を開始しています。

また、一昨年4月にスタートした第9次中期経営計画で掲げた「成長」と「土台作り」を実現するため、「やり遂げる力」と「創りだす力」の強化を図ります。追加施策として「新商品比率の引き上げ」「新規顧客の開拓」「重点分野への攻め」「技術系人材の増強」「コミットメント」の浸透を引き続き推進してまいります。

なお、米国においては、コンデンサの取引に関する競争法規制当局による調査は終了しており、集団民事訴訟については原告側と和解が成立し、現在管轄裁判所の承認手続き中ではありますが、一部の企業が集団民事訴訟から離脱しており、その対応が今後発生する可能性があります。その他の複数の国では、競争法規制当局による調査が継続中であり、カナダにおいては集団民事訴訟が提起されています。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は122億26百万円（前年比99%）、営業利益は4億84百万円（同135%）、経常利益は4億68百万円（同145%）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3億65百万円（前年は7億53百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

## ロ. 部門別概況

### ノイズ関連製品

国内の産業機器向けが回復基調にあるものの売上は低調に推移しました。日系メーカーのエアコン向け等の受注は好調でした。その結果、ノイズ関連製品の売上高は77億30百万円（前年比99%）となりました。

### サージ関連製品

ロボットをはじめとする国内の産業機器向けは回復傾向にあり、日系メーカーのエアコン向け等の受注も安定して推移しました。前年度好調であった屋外ＬＥＤ照明用電源向けは減少しました。その結果、サージ関連製品の売上高は20億90百万円（同100%）となりました。

### 表示関連製品

新製品の立ち上がりが順調であり、照明用ＬＥＤ及び産業機器向けの売上が増加しましたが、北米でのＬＣＤの売上が伸び悩みました。その結果、表示関連製品の売上高は18億00百万円（同96%）となりました。

### センサー関連製品

産業機器向けエンコーダ用が増加したものの時計指針補正用が減少しました。その結果、センサー関連製品の売上高は6億4百万円（同92%）となりました。

### 部門別売上高実績

| 部 門             | 売 上 高    | 受 注 高    |
|-----------------|----------|----------|
| ノ イ ズ 関 連 製 品   | 7,730百万円 | 7,896百万円 |
| サ ー ジ 関 連 製 品   | 2,090    | 2,148    |
| 表 示 関 連 製 品     | 1,800    | 1,835    |
| セ ン サ ー 関 連 製 品 | 604      | 617      |

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資実施額は6億91百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度に完成した主要設備

|                                  |                     |
|----------------------------------|---------------------|
| 当社長野技術センター                       | ノイズ、表示関連製品の開発設備     |
| 当社埼玉技術センター                       | サージ関連製品用建物及び製造設備    |
| 東莞岡谷電子有限公司                       | ノイズ、サージ、表示関連製品の製造設備 |
| OKAYA LANKA<br>(PRIVATE) LIMITED | ノイズ関連製品の製造設備        |

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 項 目                                          | 平成25年度<br>第 91 期  | 平成26年度<br>第 92 期   | 平成27年度<br>第 93 期  | 平成28年度<br>(当連結会計年度)<br>第 94 期 |
|----------------------------------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------------------|
| 受 注 高 (百万円)                                  | 12,283            | 13,028             | 12,364            | 12,497                        |
| 売 上 高 (百万円)                                  | 12,852            | 13,485             | 12,409            | 12,226                        |
| 経 常 利 益 (百万円)                                | 496               | 701                | 323               | 468                           |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益又は親会社株主に帰<br>属する当期純損失 (△) | 365               | 359                | △753              | 365                           |
| 1株当たり当期純利益又は1<br>株当たり当期純損失 (△) (円)           | 16.36             | 16.07              | △33.71            | 16.34                         |
| 総 資 産 (百万円)                                  | 12,719<br>(9,022) | 13,692<br>(10,015) | 12,989<br>(8,586) | 14,449<br>(9,196)             |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                          | 403.53            | 448.07             | 384.16            | 411.46                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な子会社及び関連会社の状況

子会社及び関連会社の状況

| 会 社 名                                                  | 資 本 金       | 議 決 権 比 率 | 主要な事業内容   |
|--------------------------------------------------------|-------------|-----------|-----------|
| 東 北 オ カ ヤ 株 式 会 社                                      | 80,000千円    | 100.00%   | 電子部品の製造販売 |
| Ｏ Ｓ Ｄ 株 式 会 社                                          | 10,000千円    | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| 岡 谷 香 港 有 限 公 司                                        | 30,700千HK\$ | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| 東 莞 岡 谷 電 子 有 限 公 司                                    | 9,000千US\$  | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| Ｏ Ｋ Ａ Ｙ Ａ Ｌ Ａ Ｎ Ｋ Ａ<br>( P R I V A T E ) L I M I T E D | 250,000千LKR | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| 岡 谷 香 港 貿 易 有 限 公 司                                    | 600千HK\$    | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |
| OKAYA ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.                    | 10,000千THB  | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |
| OKAYA ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD                     | 500千S\$     | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |
| OKAYA ELECTRIC AMERICA, INC.                           | 400千US\$    | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |
| Ｔ Ｏ Ｃ キ ャ パ シ タ 株 式 会 社                                | 100,000千円   | 20.71     | 電子部品の製造販売 |

(注) 上記の議決権比率には、当社の子会社が所有する議決権を含んでおります。

#### (4) 会社の対処すべき課題

##### ① 高品質・信頼性と安定供給

当社グループの基礎は“顧客からの信頼”であり、品質の追求はもちろんのこと、納期遵守をはじめとする安定供給にも注力した事業を展開しております。また、生産性向上によるコスト低減も推進しており、厳しい価格競争のなかにもありながらも、日系メーカーとしてその地位を築いております。

今後は信頼性のレベルをさらに向上させ、幅広い顧客にOKAYAブランドを認知していただくこと、そして特にレベルの高い安全基準が要求される医療機器や車載産業の分野で一層市場を拡大していくことに努めてまいります。

##### ② 新技術の創出

社長直轄の組織である経営企画室に事業企画部を設置し、新規技術の開発にあたっております。

##### ③ 人材の強化

技術人材を中心に、電気・電子系、機械工学系といった、従来特に重視していた専攻分野に加え、素材の分野に明るい化学系の人材の拡充を進めます。また、大学等外部機関との交流により、既存の人員の更なる技術力向上に努めます。

営業、管理、企画の分野においても高度な専門性を持つ人材の強化を図り、当社を取り巻く厳しい環境に対応できる体制の構築を進めます。

##### ④ 原価低減

生産地での現地材料調達率を高め、コスト低減を進めております。また、人件費高騰に対応すべく、生産の自動化を推進しております。

##### ⑤ 新分野、新事業の拡大

当社の既存事業分野での制約を超えた成長の余地を求めて、当社の現在の事業・技術とシナジー効果が期待できる新分野、新事業の拡大を目指し、状況に応じて柔軟に協業やM&Aの機会を模索してまいります。

##### ⑥ C S R（企業の社会的責任）・コンプライアンス経営

当社グループを取り巻くステークホルダーの負託にこたえつつ、公正、公平、透明で、かつ、法令等を遵守した経営を続けるために、経営環境の変化を的確にとらえてC S R・コンプライアンス体制の整備、強化を図ってまいります。また、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、同規程に則った社内体制を構築し、ガバナンスの強化を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成29年3月31日現在）

当社グループは次の製品の製造販売をいたしております。

ノイズ関連製品、サージ関連製品、表示関連製品、センサー関連製品

(6) **主要な拠点**（平成29年3月31日現在）

|        |                                                                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社     | 東京都世田谷区等々力六丁目16番9号                                                                                                                              |
| 営業所    | 東関東（東京都世田谷区）、西関東（東京都世田谷区）、名古屋（名古屋市東区）、大阪（大阪市福島区）                                                                                                |
| 出張所    | 長野（長野県岡谷市）、静岡（静岡市葵区）、福岡（福岡市博多区）                                                                                                                 |
| 国内開発拠点 | 埼玉技術センター（埼玉県行田市）、長野技術センター（長野県岡谷市）                                                                                                               |
| 国内生産拠点 | 東北オカヤ株式会社（岩手県一関市・福島県安達郡）、OSD株式会社（埼玉県行田市）                                                                                                        |
| 海外生産拠点 | 岡谷香港有限公司（香港）、東莞岡谷電子有限公司（中国広東省東莞市）、OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED（スリランカ）                                                                          |
| 海外販売拠点 | 岡谷香港貿易有限公司（香港）、OKAYA ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.（タイ国バンコク都）、OKAYA ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD（シンガポール）、OKAYA ELECTRIC AMERICA, INC.（米国インディアナ州） |

(7) **使用人の状況**（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------------|-----------------------|
| 1,525 (577) 名 | 217 (26) 名            |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 正規使用人増加の主な要因は、東莞岡谷電子有限公司の使用人増加によるもの、パート及び嘱託社員増加の主な要因は東莞岡谷電子有限公司の使用人増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 事 業 年 度 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------------|---------|-------------|
| 178 (19) 名 | △6 (0) 名        | 42.0歳   | 15.9年       |

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（平成29年3月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額   |
|-------------------------|---------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 678 百万円 |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行       | 283     |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 200     |
| 株 式 会 社 伊 予 銀 行         | 200     |

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。



## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 90,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,921,562株  
(自己株式570,359株を含む)
- ③ 株主数 13,770名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                           | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------------------|----------|---------|
| みずほ信託銀行株式会社退職給付信託沖電気工業口         | 36,020百株 | 16.1%   |
| 明治安田生命保険相互会社                    | 20,660   | 9.2     |
| T P R 株 式 会 社                   | 14,400   | 6.4     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行               | 10,824   | 4.8     |
| 岡 谷 企 業 財 形 会 社                 | 7,516    | 3.4     |
| 安 田 不 動 産 株 式 会 社               | 6,385    | 2.9     |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社           | 4,650    | 2.1     |
| 岡 谷 電 機 産 業 従 業 員 投 資 会         | 3,327    | 1.5     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）       | 2,814    | 1.3     |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社 | 2,570    | 1.2     |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（570,359株）を控除して計算しております。
2. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託沖電気工業口は、沖電気工業株式会社がみずほ信託銀行株式会社に当社株式を信託する退職給付信託契約を締結した信託財産であり、議決権の行使については沖電気工業株式会社の指図によって行使されることになっております。
3. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 会社役員に関する事項

### ① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 地 位                  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------------------|---------|--------------|
| 取 締 役 社 長<br>(代表取締役) | 山 田 尚 人 | 社長執行役員       |
| 取 締 役                | 清 田 宗 明 | 常務執行役員       |
| 取 締 役                | 小 口 徹   |              |
| 常 勤 監 査 役            | 吉 村 太 一 |              |
| 監 査 役                | 吉 野 卓   |              |
| 監 査 役                | 湯 澤 公 明 |              |

- (注) 1. 取締役小口徹氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役吉村太一氏及び監査役湯澤公明氏は、社外監査役であります。  
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当<br>及び重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|-------------------------|
| 山岸久芳 | 平成29年3月31日 | 辞任   | 取締役会長執行役員               |

4. 監査役吉野卓氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、沖電気工業株式会社及び当社にて、約40年にわたり決算手続並びに財務諸表等の作成に従事しておりました。  
5. 当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
6. 当社は、取締役小口徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 支 給 額               |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1) | 86,199千円<br>(4,800) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 26,400<br>(21,600)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7<br>(3)  | 112,599<br>(26,400) |

- (注) 1. 上記には、平成29年3月31日をもって、辞任した取締役1名を含んでおります。  
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
3. 取締役の報酬額は、平成20年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額220,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
4. 監査役の報酬額は、平成20年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議いただいております。

## ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

|           | 取締役会 |      | 監査役会 |      |
|-----------|------|------|------|------|
|           | 出席回数 | 出席率  | 出席回数 | 出席率  |
| 取締役小口徹    | 28回  | 100% | —    | —    |
| 常勤監査役吉村太一 | 28   | 100  | 13回  | 100% |
| 監査役湯澤公明   | 28   | 100  | 13   | 100  |

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役小口徹氏は、当事業年度に開催された取締役会28回全てに出席いたしました。取締役会において決議事項及び報告事項に関して、会社方針に沿うものであるか、また、企業倫理上問題ないかの確認を行い、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言をしております。

常勤監査役吉村太一氏は、当事業年度に開催された取締役会28回及び監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、決議事項や報告事項に適宜質問するとともに、経営や監査活動全般について客観性や中立性を重視した発言を行っております。

監査役湯澤公明氏は、当事業年度に開催された取締役会28回全て及び監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会で公正中立な立場から適宜発言・監査意見を述べております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 44百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 44    |

(注) 監査法人との契約によって、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を区分していないため、これらの合計額を記載しています。

#### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めておりますが、当該内容の契約の締結は行っておりません。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

##### 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、岡谷グループ行動基準及びコンプライアンス基本方針を設け、その中に下記を定める。

岡谷グループは、コンプライアンスの実践を企業が存続、発展する上で不可欠なものとして位置付け、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守はもとより、高い倫理観に則して行動し、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行する。

当社の取締役は、上記方針の実践のため社是、企業理念及び岡谷グループ行動基準に従い、当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透に関してリーダーシップを発揮する。

当社は取締役及び執行役員から構成されるコンプライアンス・リスク委員会を置き、さらにコンプライアンス担当役員及び内部統制担当者を置き、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理基本方針を定め、リスク管理規程を設ける。これに基づき、各会議体によってグループ横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案をし、対応策を講じる。さらに、事業戦略立案部門は、事業戦略策定時に想定される事業リスクの抽出・評価を行い対応策の検討を図る。

これらの内容は内部監査規程に基づき内部監査部門が監査にて確認する。さらに半期に一度、コンプライアンス・リスク委員会でも当社グループのリスク管理状況をレビューし、リスク管理レベルの向上を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、ひとつの方針のもと、ひとつの仕組みを構築し、業務の標準化を図る。

当社の意思決定の妥当性及び執行業務の管理監督・牽制機能を向上するため取締役のうち一名以上は社外取締役とする。

当社では、業務執行と監督の役割分担を明確にする目的から、執行役員制を採用する。執行役員会は毎月定例及び適宜開催し、予算実績管理、その他業務執行に関する重要事項の意思決定をし、業務執行の円滑化を図る。取締役会及び合同役員会は毎月定例及び適宜開催し、経営の重要事項その他、意思決定の場とする。

当社グループは経営方針の徹底のため、中期経営計画を立案、遂行し、これをもとに年度執行計画及び予算を立案し、各部署、子会社、使用人に至るまで方針を展開し、業務計画を策定、推進する仕組みを構築することにより、取締役の職務の効率化を図る。

⑤ 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社是、企業理念、コンプライアンス基本方針、岡谷グループ行動基準を定め、その周知徹底と実践運用を行う体制を構築する。また、これを維持向上させるため、当社グループの使用人に対する教育、研修を行う計画を策定、実施する。

さらに当社グループは、コンプライアンス違反行為が疑われる場合に適切に対処するため、グループ横断的内部通報制度を設ける。

使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確実にし、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、事業所内監査を実施する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の円滑な遂行及び業務の適正を確保し、グループ各社の相乗的發展を図るべく関係会社管理規程を定める。また、当社グループは、ひとつの方針のもと、ひとつの仕組みを構築し、業務の標準化を図る。その上で、当社グループにおける会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。

当社グループでは、これを確実にするため、当社グループ全体で整合した年度計画、予算を策定するとともに毎月の取締役会または合同役員会で各社社長が業務執行状況、予算管理状況等を報告し、さらに、四半期ごとに各本部会議にて業務の適正を確認する。

当社グループの業務の適正を確保し、さらに、これを維持向上させるため、

- (1) 関係会社統括部門を置き、関係会社の事業運営に関する重要な事項につき必要な情報交換及び検討を行う。また、当社は状況に応じてグループ内各社に取締役及び監査役を派遣する。
  - (2) 関係会社の事業運営に関する特に重要な事項については、当社の承認を必要とし、取締役会その他の重要な会議または関係会社稟議の審議を踏まえた上で決定する。
  - (3) 内部監査部門は内部監査規程に準拠した内部監査を、関係会社は事業所内監査を実施する。
  - (4) 監査役は関係会社の監査を行うとともに、各社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。
  - (5) 関係会社に連結財務報告に係る内部統制評価に必要な体制整備を義務付ける。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役の職務を補助する専任の使用人はいないが、監査役会が監査役の職務を補助すべき専任の使用人が必要と判断した場合、取締役会と監査役会で協議し、人員の配置を行うものとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
- 前号の使用人の取締役からの独立性を確保し、当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役の同意を得るものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社では、取締役、執行役員が報告を行う毎月の取締役会、合同役員会、執行役員会に監査役が出席するほか、取締役、執行役員及び使用人が業務執行上重要な討議及び報告を行う各本部会議、各本部拡大会議、コンプライアンス・リスク委員会、品質環境委員会等の重要会議には常勤監査役が出席する。また、稟議書や議事録及び業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を聴取する。
- 監査役は、必要に応じて取締役会、執行役員会その他の会議の場及び代表取締役との定期的な意見交換の場で意見を述べるものとする。

取締役・執行役員及び使用人、並びに関係会社の取締役及び使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事実について決定したときは、直ちに監査役に報告する。

なお、当社は監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを徹底している。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務執行について生じる費用等の処理に関する体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確実にするため代表取締役と定期的な意見交換会を実施するとともに、その他取締役及び執行役員とも適宜必要な意見交換を行う。

また、内部監査部門及び会計監査人と監査計画、監査内容について、情報交換を行う等相互連携を図るものとする。

監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、監査役の意見を尊重して適時適切に処理する。

- ⑪ 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制

適正かつ適時の財務報告を行うために経理責任者を置き、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、社内規程に基づき、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。

また、財務報告に係る内部統制として、社内に金融商品取引法に基づく内部統制の担当者を置き、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備する。なお、当社グループの内部統制評価・改善結果は、定期的に取り締役に報告する。



## 2. 運用状況の概要

|                    |                                                                                                                                                                                                                        |                                    |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 内部統制システム全般について     | <b>概 要</b>                                                                                                                                                                                                             |                                    |
|                    | 当事業年度においては、平成28年4月1日付の機構改革に伴い「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改定し、国内外の子会社を含めた内部統制システムの整備を重点的に実施しました。                                                                                                                            |                                    |
|                    | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                           |                                    |
|                    | 内部統制システムの構築に関する基本方針                                                                                                                                                                                                    |                                    |
| 取締役の職務執行・子会社管理について | <b>概 要</b>                                                                                                                                                                                                             |                                    |
|                    | ①取締役会は毎月定例及び適宜開催され、当事業年度においては計28回開催しました。取締役会では、業務執行取締役及び執行役員に子会社を含めた業務執行報告を義務付け、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性をモニタリングしました。その内容の適正性、有効性を十分に討議しました。取締役が出席する重要会議にグループ各社のトップを出席させ、業務執行報告を求めるなど経営の透明性を維持しながら、経営理念や経営方針の徹底を図りました。 |                                    |
|                    | ②取締役、監査役及び執行役員から構成される合同役員会を毎月定例及び適宜開催し、当事業年度においては計20回開催し、業務執行に関する重要事項及び執行役員会から報告された事項につき審議しました。                                                                                                                        |                                    |
|                    | ③法令及び記録管理規程等の社内規程に基づき、必要な文書等を保存・管理し、文書等を速やかに閲覧できる体制の維持、強化に努めました。                                                                                                                                                       |                                    |
|                    | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                           |                                    |
|                    | 第2条                                                                                                                                                                                                                    | 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制        |
|                    | 第4条                                                                                                                                                                                                                    | 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制     |
|                    | 第6条                                                                                                                                                                                                                    | 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 |
| コンプライアンス・リスク管理について | <b>概 要</b>                                                                                                                                                                                                             |                                    |
|                    | ①原則として月一回、コンプライアンス研修を実施したほか、コンプライアンス・リスク委員会を半期に一回開催し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の運用状況を確認しました。                                                                                                                                  |                                    |
|                    | ②グループ会社各拠点の責任者には四半期に一度、コンプライアンス・リスク管理報告を義務付け、半期に一度、コンプライアンス・リスク委員会でレビューし、リスク管理レベルの向上を図りました。                                                                                                                            |                                    |
|                    | ③内部監査規定に従い、経営監査室が年間監査計画を立案し、その計画に基づき内部監査を実施しました。また、使用人に対し、コンプライアンス研修を実施したほか、国内外の子会社を含めて内部通報制度の周知を行いました。                                                                                                                |                                    |
|                    | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                           |                                    |
|                    | 第1条                                                                                                                                                                                                                    | 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  |
|                    | 第3条                                                                                                                                                                                                                    | 損失の危険の管理に関する規程その他の体制               |
|                    | 第5条                                                                                                                                                                                                                    | 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制   |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役について  | <p style="text-align: center;"><b>概 要</b></p> <p>①当社では取締役会のみならず社内的重要会議についても監査役が出席し、取締役及び子会社社員を含む使用人に対し、必要に応じ報告を求めたり、意見交換やヒアリングを実施し、監査役の監査が実効的に行われることを確保しました。</p> <p>②監査役は重要会議に出席したほか、定期的に代表取締役との意見交換会も実施しました。</p> <p>③監査役をサポートする体制として、監査役の職務を補助する使用人1名を配置し、当該使用人の任命、異動については常勤監査役の同意を得ることとし、取締役会からの独立性を確保できる体制としております。</p> <p>④当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に必要な情報を提供したことを理由として、不利な取り扱いを受けることはありません。</p> |
|          | <p style="text-align: center;"><b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b></p> <p>第7条 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p> <p>第8条 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項</p> <p>第9条 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>第10条 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務執行について生じる費用等の処理に関する体制</p>                                            |
| 財務報告について | <p style="text-align: center;"><b>概 要</b></p> <p>責任者を管理本部に置き、適正かつ適時の財務報告を行う体制をとりました。また、経営監査室に金融商品取引法に基づく内部統制の担当者を置き、内部統制監査を行い、その評価・改善結果を取締役に報告しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                         |
|          | <p style="text-align: center;"><b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|          | <p>第11条 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

#### (5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、現経営陣による会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成等の取り組みによって、企業価値・株式価値が向上していくものと確信しており、特段の買収防衛策は考えておりません。今後も、株主の皆様との関係を良好に保ちながら、企業価値・株式価値を向上すべく、皆様の負託に応えていく所存でございます。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                          | 金 額               |
|------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                   | <b>(負 債 の 部)</b>             |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>9,326,813</b>  | <b>流 動 負 債</b>               | <b>3,003,870</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 3,416,735         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 1,125,471         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 3,962,607         | 短 期 借 入 金                    | 202,088           |
| 商 品 及 び 製 品            | 615,298           | 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金    | 133,532           |
| 仕 掛 品                  | 360,867           | 未 払 費 用                      | 379,971           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 616,761           | 未 払 法 人 税 等                  | 87,456            |
| 前 払 費 用                | 46,989            | 訴 訟 関 連 引 当 金                | 134,000           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 113,518           | 未 払 金                        | 782,799           |
| そ の 他                  | 196,445           | そ の 他                        | 158,550           |
| 貸 倒 引 当 金              | △2,411            | <b>固 定 負 債</b>               | <b>2,248,476</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>5,122,238</b>  | 長 期 借 入 金                    | 1,282,936         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,727,370</b>  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 624,400           |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 1,018,818         | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債      | 214,903           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 436,137           | 資 産 除 去 債 務                  | 7,505             |
| 工 具 器 具 及 び 備 品        | 19,925            | そ の 他                        | 118,731           |
| 土 地                    | 1,082,928         | <b>負 債 合 計</b>               | <b>5,252,346</b>  |
| 建 設 仮 勘 定              | 169,560           | <b>(純 資 産 の 部)</b>           |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>13,285</b>     | <b>株 主 資 本</b>               | <b>7,583,521</b>  |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 8,274             | 資 本 金                        | 2,295,169         |
| そ の 他                  | 5,010             | 資 本 剰 余 金                    | 1,861,046         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,381,582</b>  | 利 益 剰 余 金                    | 3,548,808         |
| 投 資 有 価 証 券            | 2,218,425         | 自 己 株 式                      | △121,504          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 72,282            | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>1,613,184</b>  |
| そ の 他                  | 90,873            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 987,940           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>14,449,051</b> | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                | △3,121            |
|                        |                   | 土 地 再 評 価 差 額 金              | 496,439           |
|                        |                   | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 149,866           |
|                        |                   | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | △17,940           |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>9,196,705</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>       | <b>14,449,051</b> |

招集、通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 12,226,069 |
| 売上原価            |         | 9,105,517  |
| 売上総利益           |         | 3,120,551  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,636,494  |
| 営業利益            |         | 484,057    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 62,558  |            |
| 為替差益            | 24,482  |            |
| その他             | 9,916   | 96,957     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 7,698   |            |
| 持分法による投資損失      | 93,194  |            |
| その他             | 11,446  | 112,339    |
| 経常利益            |         | 468,675    |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 1,160   |            |
| 環境対策引当金戻入額      | 9,890   |            |
| 持分変動利益          | 67,209  | 78,261     |
| 特別損失            |         |            |
| 減損損失            | 6,531   |            |
| 投資有価証券評価損       | 1,759   | 8,291      |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 538,645    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 113,808 |            |
| 法人税等調整額         | 59,670  | 173,478    |
| 当期純利益           |         | 365,167    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 365,167    |

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |          |           |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計 |
| 当連結会計年度期首残高                   | 2,295,169 | 1,861,046 | 3,384,805 | △121,356 | 7,419,665 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           | △201,163  |          | △201,163  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |           |           | 365,167   |          | 365,167   |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |           |           |           | △148     | △148      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |          | －         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －         | －         | 164,003   | △148     | 163,855   |
| 当連結会計年度末残高                    | 2,295,169 | 1,861,046 | 3,548,808 | △121,504 | 7,583,521 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |           |         |              |         |                  | 純 資 産 計   |
|-------------------------------|-----------------------|-----------|---------|--------------|---------|------------------|-----------|
|                               | そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金 | 繰 上 償 減 損 | 延 滞 益   | 土 地 再 評価 差 額 | 地 価 金   | 為 替 換 算 差 異 調整 額 |           |
| 当連結会計年度期首残高                   | 557,879               | －         | 496,439 | 147,571      | △35,050 | 1,166,839        | 8,586,505 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |           |         |              |         |                  |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |           |         |              |         | －                | △201,163  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                       |           |         |              |         | －                | 365,167   |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |           |         |              |         | －                | △148      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 430,060               | △3,121    |         | 2,295        | 17,110  | 446,344          | 446,344   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 430,060               | △3,121    | －       | 2,295        | 17,110  | 446,344          | 610,199   |
| 当連結会計年度末残高                    | 987,940               | △3,121    | 496,439 | 149,866      | △17,940 | 1,613,184        | 9,196,705 |

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### I. 連結の範囲等に関する事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数…… 9 社

(すべての子会社を連結の範囲に含めております。)

##### (2) 連結子会社の名称……

東北オカヤ株式会社、OSD株式会社、岡谷香港有限公司、  
東莞岡谷電子有限公司、OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED、  
岡谷香港貿易有限公司、OKAYA ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.,  
OKAYA ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD、OKAYA ELECTRIC AMERICA, INC.

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数…… 1 社

##### (2) 関連会社の名称…… TOCキャパシタ株式会社

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東莞岡谷電子有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### II. 会計方針に関する事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法によっております。

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額  
原材料及び貯蔵品 …………… については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法によって  
(リース資産を除く) …………… おります。

ただし、当社及び国内連結子会社では、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

海外連結子会社は主として定額法によっております。

(2) 無形固定資産 …………… 定額法によっております。  
(リース資産を除く)

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …………… リース取引期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 5. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金 …………… 売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 訴訟関連引当金 …………… コンデンサの取引に関する米国における集団訴訟の和解内容の管轄裁判所による承認手続きや他国での調査・訴訟などへの対応にかかる今後の費用の見積額を計上しております。

## 6. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

### (2) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

- |          |      |          |
|----------|------|----------|
| a. ヘッジ手段 | ………… | 金利スワップ取引 |
| ヘッジ対象    | ………… | 長期借入金利息  |
| b. ヘッジ手段 | ………… | 商品先物取引   |
| ヘッジ対象    | ………… | 原材料の購入価格 |

#### ③ ヘッジ方針

当社グループの規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、材料価格変動リスク低減のため、ヘッジを行っております。



#### ④ ヘッジの有効性の評価の方法

ヘッジ取引前に、有効性を検討した上で取締役会にて承認を受け、手続き及び管理は当社管理本部が行っております。ヘッジ取引以降においては、ヘッジ手段の損益とヘッジ対象の損益が高い程度で相殺される状態及びヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が、引き続き認められることを定期的に検証することとしております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

#### (3) 消費税等の会計処理方法

税抜き方式によっております。

### Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ7,497千円増加しております。

#### Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,655,546千円  
(減損損失累計額を含む)
3. 担保提供資産並びに担保付債務  
担保提供資産  
建物及び構築物 65,722千円  
機械及び装置 0千円  
工具器具及び備品 0千円  
土地 848,850千円  
担保付債務  
長期借入金 500,000千円
4. 土地の再評価  
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布、平成11年3月31日改正)  
に基づき事業用土地の再評価を行っております。再評価の方法は、「土地の再評価に関  
する法律施行令」(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税法の路線価に  
基づいて算定しております。また、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延  
税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評  
価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成12年3月31日  
再評価を行った土地の連結会計年度末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △553,866千円

#### Ⅴ. 連結損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 減損損失  
当社グループは、原則として事業単位の製品別セグメントに資産のグルーピングを行  
っており、遊休資産については個別にグルーピングを行っております。  
表示関連製品において営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなったため、当  
該事業に係る固定資産の帳簿価額6,531千円を減損損失として特別損失に計上しました。  
その内訳は、機械装置及び運搬具2,806千円、工具器具及び備品3,724千円であります。

## Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首<br>株 式 数 (株) | 当 連 結 会 計 年 度<br>増 加 株 式 数 (株) | 当 連 結 会 計 年 度<br>減 少 株 式 数 (株) | 当連結会計年度末<br>株 式 数 (株) |
|-----------|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 普 通 株 式   | 22,921,562             | —                              | —                              | 22,921,562            |

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

- ① 平成28年6月23日開催の第93回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 111,757千円  |
| 1株当たり配当額 | 5円00銭      |
| 基準日      | 平成28年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成28年6月24日 |

- ② 平成28年11月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 89,405千円   |
| 1株当たり配当額 | 4円00銭      |
| 基準日      | 平成28年9月30日 |
| 効力発生日    | 平成28年12月6日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度末日に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月23日開催の第94回定時株主総会において、次の議案が提出されます。

|          |            |
|----------|------------|
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 配当金の総額   | 111,756千円  |
| 1株当たり配当額 | 5円00銭      |
| 基準日      | 平成29年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成29年6月26日 |

## Ⅶ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ（当社及び連結子会社）は、資金調達についてはそのコストと格付けのランクを勘案した最適な負債比率に収めることを原則としており、当面は間接金融を主体に調達しております。

当社においては、金融機関との間で変動的な運転資金については当座貸越枠、半固定的な運転資金については短期融資枠を設定し、設備投資などの固定的な資金については長期借入金で対応しております。また、リスク対応として長期コミットメントラインを設定しております。

また、一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの規程に従い、リスク管理を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、資金運用の効率化と金融リスクの低減及び支払利息の削減を図るため、グループファイナンス化を進めております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                      | 連結貸借対照表計上額<br>(*1) | 時価<br>(*1)  | 差額     |
|----------------------|--------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金           | 3,416,735          | 3,416,735   | －      |
| (2) 受取手形及び売掛金        | 3,962,607          | 3,962,607   | －      |
| (3) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 2,134,770          | 2,134,770   | －      |
| (4) 支払手形及び買掛金        | (1,125,471)        | (1,125,471) | －      |
| (5) 短期借入金            | (202,088)          | (202,088)   | －      |
| (6) 一年内返済予定の長期借入金    | (133,532)          | (134,598)   | 1,066  |
| (7) 長期借入金            | (1,282,936)        | (1,281,581) | △1,354 |
| (8) デリバティブ取引 (*2)    | (3,121)            | (3,121)     | －      |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 一年内返済予定の長期借入金、並びに(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

①金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)及び(7)参照）。

②商品先物取引については、時価により評価しております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額 83,655千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

#### Ⅷ. 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 411円46銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 16円34銭  |

#### Ⅸ. その他の注記

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>     |                   | <b>( 負 債 の 部 )</b>      |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,194,164</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>4,037,387</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 2,184,514         | 支 払 手 形                 | 382,416           |
| 受 取 手 形                | 439,883           | 買 掛 金                   | 1,242,187         |
| 電 子 記 録 債 権            | 877,308           | 短 期 借 入 金               | 1,193,070         |
| 売 掛 金                  | 2,708,974         | 一年内返済予定の長期借入金           | 133,532           |
| 商 品 及 び 製 品            | 159,951           | 未 払 金                   | 689,241           |
| 仕 掛 品                  | 69,977            | 未 払 費 用                 | 174,892           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 29,495            | 未 払 法 人 税 等             | 27,451            |
| 未 収 入 金                | 92,174            | 訴 訟 関 連 引 当 金           | 134,000           |
| 短 期 貸 付 金              | 438,141           | そ の 他                   | 60,595            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 75,906            | <b>固 定 負 債</b>          | <b>2,186,721</b>  |
| そ の 他                  | 120,137           | 長 期 借 入 金               | 1,282,936         |
| 貸 倒 引 当 金              | △2,300            | 退 職 給 付 引 当 金           | 591,040           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>6,216,178</b>  | 繰 延 税 金 負 債             | 87,749            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,997,648</b>  | 再評価に係る繰延税金負債            | 217,490           |
| 建 物                    | 758,051           | 資 産 除 去 債 務             | 7,505             |
| 構 築 物                  | 5,986             | <b>負 債 合 計</b>          | <b>6,224,109</b>  |
| 機 械 及 び 装 置            | 237,630           | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>    |                   |
| 工 具 器 具 及 び 備 品        | 15,928            | <b>株 主 資 本</b>          | <b>5,741,422</b>  |
| 土 地                    | 961,657           | 資 本 金                   | 2,295,169         |
| 建 設 仮 勘 定              | 18,393            | 資 本 剰 余 金               | 1,861,046         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>9,713</b>      | 資 本 準 備 金               | 1,157,189         |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 5,898             | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 703,857           |
| そ の 他                  | 3,814             | 利 益 剰 余 金               | 1,706,710         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>4,208,816</b>  | 利 益 準 備 金               | 189,962           |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,906,652         | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 1,516,748         |
| 関 係 会 社 株 式            | 2,231,681         | 別 途 積 立 金               | 1,000,000         |
| そ の 他                  | 70,482            | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 516,748           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>13,410,343</b> | 自 己 株 式                 | △121,504          |
|                        |                   | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>1,444,811</b>  |
|                        |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 942,978           |
|                        |                   | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 501,832           |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>7,186,234</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>13,410,343</b> |

招集、通知

事業報告

計算書類

監督報告

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 10,745,142 |
| 売 上 原 価                 |         | 9,238,912  |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,506,230  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,656,224  |
| 営 業 損 失                 |         | 149,994    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 395,133 |            |
| 設 備 賃 貸 料               | 24,258  |            |
| 為 替 差 益                 | 47,064  |            |
| そ の 他                   | 4,366   | 470,823    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 18,499  |            |
| 設 備 賃 貸 料 原 価           | 23,528  |            |
| そ の 他                   | 3,142   | 45,170     |
| 経 常 利 益                 |         | 275,658    |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 環 境 対 策 引 当 金 戻 入 額     | 9,890   | 9,890      |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 1,759   | 1,759      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 283,789    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 9,000   |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 40,167  | 49,167     |
| 当 期 純 利 益               |         | 234,622    |



# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |                |              |           |                 |               |              |          |             |
|---------------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|-----------|-----------------|---------------|--------------|----------|-------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                 |               |              | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|                                 |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
|                                 |           |           |                |              |           | 別途積立金           | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |          |             |
| 当事業年度期首残高                       | 2,295,169 | 1,157,189 | 703,857        | 1,861,046    | 189,962   | 1,700,000       | △216,710      | 1,673,251    | △121,356 | 5,708,112   |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |                |              |           |                 |               |              |          |             |
| 別途積立金の取崩                        |           |           |                | －            |           | △700,000        | 700,000       | －            |          | －           |
| 剰 余 金 の 配 当                     |           |           |                | －            |           |                 | △201,163      | △201,163     |          | △201,163    |
| 当 期 純 利 益                       |           |           |                | －            |           |                 | 234,622       | 234,622      |          | 234,622     |
| 自己株式の取得                         |           |           |                | －            |           |                 |               | －            | △148     | △148        |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） |           |           |                | －            |           |                 |               | －            |          | －           |
| 事業年度中の変動額合計                     | －         | －         | －              | －            | －         | △700,000        | 733,458       | 33,458       | △148     | 33,310      |
| 当事業年度末残高                        | 2,295,169 | 1,157,189 | 703,857        | 1,861,046    | 189,962   | 1,000,000       | 516,748       | 1,706,710    | △121,504 | 5,741,422   |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                 |            | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
|                                 | その他有価証券評価差額金    | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当事業年度期首残高                       | 604,918         | 501,832         | 1,106,751  | 6,814,863 |
| 事業年度中の変動額                       |                 |                 |            |           |
| 別途積立金の取崩                        |                 |                 |            | －         |
| 剰 余 金 の 配 当                     |                 |                 | －          | △201,163  |
| 当 期 純 利 益                       |                 |                 | －          | 234,622   |
| 自己株式の取得                         |                 |                 | －          | △148      |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） | 338,060         |                 | 338,060    | 338,060   |
| 事業年度中の変動額合計                     | 338,060         | －               | 338,060    | 371,370   |
| 当事業年度末残高                        | 942,978         | 501,832         | 1,444,811  | 7,186,234 |

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## I. 重要な会計方針に係る事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法に基づく原価法によっております。
- (2) その他有価証券
  - 時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
  - 時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法によっております。

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。  
原材料及び貯蔵品 ……………

### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 …………… 定率法によっております。  
(リース資産を除く) …………… ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
  - (2) 無形固定資産 …………… 定額法によっております。  
(リース資産を除く)
  - (3) リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース …………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一
    - リース取引に係るリース資産 …………… の方法によっております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ……………
- リース取引期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 5. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金 …… 売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 訴訟関連引当金 …… コンデンサの取引に関する米国における集団訴訟の和解内容の管轄裁判所による承認手続きや他国での調査・訴訟などへの対応にかかる今後の費用の見積額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……… 金利スワップ取引

ヘッジ対象 ……… 長期借入金利息

#### ③ ヘッジ方針

当社の規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク低減のため、ヘッジを行っております。

#### ④ ヘッジの有効性の評価の方法

ヘッジ取引前に、有効性を検討した上で取締役会にて承認を受け、手続き及び管理は当社管理本部が行っております。ヘッジ取引以降においては、ヘッジ手段の損益とヘッジ対象の損益が高い程度で相殺される状態及びヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が、引き続き認められることを定期的に検証することとしております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

### (2) 消費税等の会計処理方法

税抜き方式によっております。

## Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ7,464千円増加しております。

## Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は595,153千円であります。

## Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

|                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。 |             |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額           | 3,438,916千円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債権           | 1,708,408千円 |
| 4. 関係会社に対する短期金銭債務           | 2,499,478千円 |
| 5. 担保提供資産並びに担保付債務           |             |
| 担保提供資産                      |             |
| 建物                          | 66,213千円    |
| 機械及び装置                      | 0千円         |
| 工具器具及び備品                    | 0千円         |
| 土地                          | 859,235千円   |
| 担保付債務                       |             |
| 長期借入金                       | 500,000千円   |

## 6. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布、平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行っております。再評価の方法は、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の路線価に基づいて算定しております。また、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成12年 3 月31日

再評価を行った土地の期末における時価と

△571,815千円

再評価後の帳簿価額との差額

## V. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

5,253,033千円

仕入高

8,168,637千円

営業取引以外の取引による取引高

400,491千円

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 期 首<br>株 式 数（株） | 当 事 業 年 度 増 加<br>株 式 数（株） | 当 事 業 年 度 減 少<br>株 式 数（株） | 当 事 業 年 度 末<br>株 式 数（株） |
|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 普通株式（注）   | 569,981                   | 378                       | —                         | 570,359                 |

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加 378株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、たな卸資産評価損等であり、繰延税金負債の主な原因は、その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金であります。

## Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 法人主要株主

法人主要株主との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

### 2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 名 称                                             | 議 決 権 等 の<br>所 有 割 合 | 関 係 内 容   |             | 取 引 内 容              | 取 引 金 額   | 科 目       | 期 末 残 高 |
|-------------------------------------------------|----------------------|-----------|-------------|----------------------|-----------|-----------|---------|
|                                                 |                      | 役 員 の 任 務 | 事 業 上 の 関 係 |                      |           |           |         |
| 東 北 オ カ ヤ ㈱                                     | 100%                 | 1 名       | 電子部品及び機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>( 注 2 ) | 1,492,065 | 支 払 手 形 金 | 213,664 |
|                                                 |                      |           |             | 資 金 の 借 入<br>( 注 3 ) | 746,000   | 短 期 借 入 金 | 236,552 |
| O S D ㈱                                         | 100%                 | 1 名       | 電子部品及び機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>( 注 2 ) | 637,136   | 支 払 手 形 金 | 71,362  |
|                                                 |                      |           |             | 資 金 の 借 入<br>( 注 3 ) | 3,843,900 | 短 期 借 入 金 | 108,239 |
|                                                 |                      |           |             | 受 取 配 当 金            | 100,000   | —         | —       |
| 岡 谷 香 港 有 限 公 司                                 | 100%                 | 1 名       | 電子部品及び機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>( 注 2 ) | 4,531,590 | 買 掛 金     | 609,792 |
|                                                 |                      |           |             | 資 金 の 借 入<br>( 注 3 ) | 4,532,523 | 短 期 借 入 金 | 485,826 |
| OKAYA LANKA<br>(PRIVATE)<br>L I M I T E D       | 100%                 | —         | 電子部品及び機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>( 注 2 ) | 1,321,184 | 買 掛 金     | 252,708 |
|                                                 |                      |           |             | 資 金 の 貸 付<br>( 注 3 ) | 4,989,091 | 短 期 貸 付 金 | 438,141 |
| 岡 谷 香 港 貿 易 有 限 公 司                             | 100%                 | —         | 電子部品及び機器の販売 | 当社製品の販売<br>( 注 1 )   | 3,070,574 | 売 掛 金     | 705,454 |
|                                                 |                      |           |             | 資 金 の 借 入<br>( 注 3 ) | 4,419,585 | 短 期 借 入 金 | 157,314 |
|                                                 |                      |           |             | 受 取 配 当 金            | 168,659   | —         | —       |
| OKAYA ELECTRIC<br>(SINGAPORE)<br>P T E L T D    | 100%                 | —         | 電子部品及び機器の販売 | 当社製品の販売<br>( 注 1 )   | 751,693   | 売 掛 金     | 172,088 |
|                                                 |                      |           |             | 資 金 の 借 入<br>( 注 3 ) | 3,052,144 | 短 期 借 入 金 | 186,252 |
|                                                 |                      |           |             | 受 取 配 当 金            | 78,708    | —         | —       |
| OKAYA ELECTRIC<br>AMERICA, INC.                 | 100%                 | 1 名       | 電子部品及び機器の販売 | 資 金 の 借 入<br>( 注 3 ) | 541,322   | 短 期 借 入 金 | 33,660  |
| OKAYA ELECTRIC<br>(THAILAND)<br>C O . , L T D . | 100%                 | —         | 電子部品及び機器の販売 | 当社製品の販売<br>( 注 1 )   | 888,757   | 売 掛 金     | 204,457 |

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注1) 上記各社への当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。
- (注2) 上記各社からの製品の購入については、当社製品の市場価格から算定した価格及び各社から提示された総原価を検討の上、決定しております。
- (注3) 子会社及び関連会社に対する資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。  
なお、資金の貸付による担保の受入及び資金の借入による担保の提供はしていません。
- (注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

**IX. 1 株当たり情報に関する注記**

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 321円51銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 10円50銭  |

**X. その他の注記**

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

岡谷電機産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 草野和彦 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬弘典 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡谷電機産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡谷電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月10日

岡谷電機産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 草野 和彦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩瀬 弘典 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡谷電機産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画（監査方針、監査実施計画、職務の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

招集  
し  
通  
知

事  
業  
報  
告

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも継続的な内部統制システムの整備・充実が重要と考えます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

岡谷電機産業株式会社 監査役会

常勤監査役 吉村 太一 印  
(社外監査役)

監査役 吉野 卓 印

監査役 湯澤 公明 印  
(社外監査役)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第94期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円  
総額 111,756,015円  
なお、当期は1株につき4円の間配当を既にお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金は1株につき9円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）及び上席執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）による報酬の額及び内容について、ご承認をお願いするものであります。

現在、当社の取締役の報酬は、固定部分及び変動部分（いずれも金銭報酬）によって構成されており、変動部分につきましては予算達成率等の業績指標を設けて評価し、報酬に反映させることとしております。（なお、社外取締役及び監査役については、その活動の客観性、公平性及び独立性を確保するため、業績連動型報酬制度は採用しておりません。）

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、本議案をご承認いただいた場合、以後、上述の当社の取締役の報酬のうち、変動部分の支給を行わないこととし、本制度による給付により代替することといたします。

本議案は、平成20年6月24日開催の第85回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役等の報酬額（年額220百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）（以下「既存取締役報酬枠」といいます。）の枠内で、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、現時点において、本制度の対象となる取締役は2名、上席執行役員は4名であります。本総会において第3号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名、上席執行役員は3名となります。

### 2. 本制度に係る報酬等の内容及び参考情報

#### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。



## (2) 本制度の対象者

取締役及び上席執行役員（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

## (3) 信託期間

平成29年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

## (4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成29年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、183百万円（うち、取締役分として132百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、183百万円（うち、取締役分として132百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、183百万円を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

## (5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、365,400株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、121,800ポイント（うち、取締役分として87,600ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### (7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

本制度に基づき取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。当社は、かかる方法により算定される取締役の報酬等の額につき、既存取締役報酬枠の枠内で賄うものとし、本制度の導入に伴う取締役の報酬枠の拡大は行いません。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

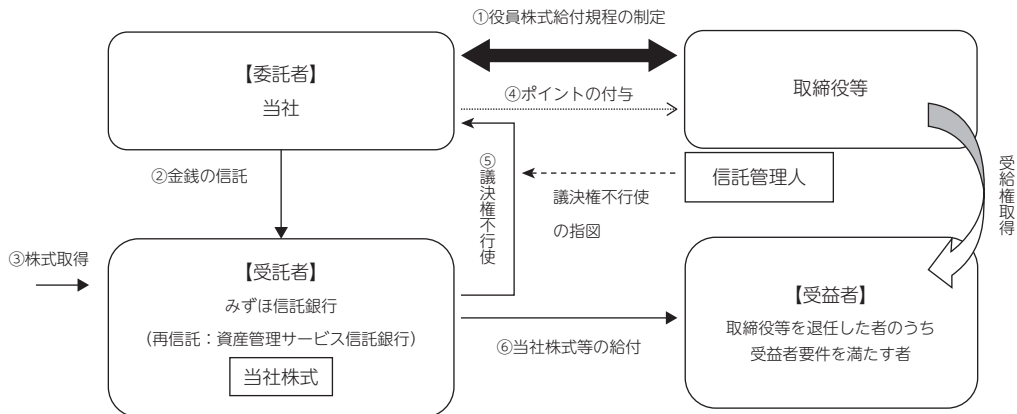
#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、選任をお願いいたしますと存じます。

なお、当社定款第20条2項の規定により、本総会において選任いただく取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式<br>数 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| た か や し き あ き ら<br>高 屋 舗 明<br>(昭和36年7月6日) | 昭和60年4月 当社入社<br>平成19年4月 オカヤ エレクトリック シンガポール プライベート リミテッド社長<br>平成23年4月 営業本部事業営業統括部長兼ノイズ事業営業部長<br>平成24年4月 執行役員営業本部副本部長兼事業営業統括部長<br>平成25年4月 執行役員国際事業カンパニー営業部門長<br>平成28年4月 上席執行役員営業本部長（現） | 8,800株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高屋舗明氏を取締役候補者とした理由は、平成24年4月に執行役員営業本部副本部長兼事業営業統括部長、平成25年4月に執行役員国際事業カンパニー営業部門長、平成28年4月に上席執行役員営業本部長に就任し、国内及び海外における営業活動に精通していることから、今後、当社の更なる成長に貢献できると判断したものです。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役吉村太一氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏<br>(生年月日)名                              | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式<br>数 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| よ し む ら た い ち<br>吉 村 太 一<br>(昭和32年12月28日) | 昭和55年 4 月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社<br>平成15年12月 同社札幌支社 次長兼業務部長<br>平成18年 3 月 同社コンプライアンス統括部 業務改善推進室長<br>平成23年 4 月 同社医務部長<br>平成25年 4 月 同社関連事業部 審議役<br>平成25年 6 月 当社常勤監査役（現） | 0株                 |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉村太一氏は、社外監査役候補者あります。
3. 吉村太一氏を社外監査役候補者とした理由は、明治安田生命保険相互会社において培ってこられた幅広い経験と見識に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。
4. 吉村太一氏は現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、吉村太一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社定款の規定により会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、吉村太一氏が選任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏<br>( 生 年 月 日 ) 名                     | 略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                           | 所 有 する<br>当社の株式<br>数 |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| は や し た か み つ<br>林 孝 光<br>(昭和31年2月26日) | 昭和54年 4 月 帝国ピストンリング株式会社（現 T P R 株式会<br>社）入社<br>平成18年 3 月 同社経営企画室主幹<br>平成21年 6 月 同社経営企画室長<br>平成23年 6 月 同社執行役員経営企画室長<br>平成26年 6 月 同社執行役員経理部長<br>平成28年 6 月 同社常務執行役員経理部長（現） | 0株                   |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 林孝光氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 林孝光氏の T P R 株式会社における経営企画室長及び経理部長としての実績を高く評価、当社とは利害関係のない見地から適切な指導及び社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。補欠の社外監査役候補者が監査役に就任された場合は、当社定款の規定により会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

## 第94回 定時株主総会会場ご案内

会 場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号  
アルカディア市ヶ谷（私学会館）3階 富士の間 西  
電話 03 (3261) 9921

（交通）

J R中央・総武線（各駅停車）市ヶ谷駅より徒歩2分  
東京メトロ有楽町線・南北線市ヶ谷駅（A1-1出口）より徒歩2分  
都営地下鉄新宿線市ヶ谷駅（A1-1出口）より徒歩2分

（会場付近略図）



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。